平成２４年（フ）第１５６４６号
東京都中央区日本橋浜町３丁目33―３―４Ｂ
破産者　横山　祐枝
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６７９号
東京都杉並区和泉４丁目44番42号
破産者　甲斐自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８０号
東京都調布市多摩川４丁目８―５―101
破産者　甲斐　俊英
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７２４号
東京都台東区東上野６丁目29番２号　ストークマンション東上野101号室
破産者　有限会社キラリ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７２５号
東京都台東区東上野６丁目18―１
破産者　渡邊　　晃
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７５６号
東京都練馬区中村南３丁目20番11号
破産者　株式会社ジーコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９２号
東京都江戸川区中央３丁目24番15号
破産者　有限会社田崎運輸
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９３号
東京都江戸川区中央３丁目24―15
破産者　田崎　國男
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９５号
東京都練馬区富士見台１丁目７番４号
破産者　株式会社ハヤシ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６０号
福島市蓬莱町５丁目10番６号
破産者　小森三起子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２７号
神奈川県大和市福田４丁目22番地１　コクブマンション501号
破産者　加賀谷　敬
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６０号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目13番３号
破産者　杉本　　武
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６１号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目13番３号
破産者　杉本　洋子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９４号
横浜市中区山下町98番地　ＧＳハイム山下町506号室
破産者　堀　　知子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０６号
神奈川県茅ヶ崎市平和町３番18号
破産者　豊田　加奈（旧姓桃川）
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６１号
神奈川県藤沢市善行１丁目５番地の18
破産者　佐竹千恵子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６７号
神奈川県鎌倉市笛田１丁目１番11―106号、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市寺分１丁目18番30号　エトワール木下105号室
破産者　邉見　博明
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
横浜市港南区港南台６丁目１番２―506号
破産者　藏田　直樹
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
横浜市都筑区荏田南２丁目10番25号　ウエストビル504
破産者　望月　哲哉
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
横浜市都筑区荏田南２丁目10番25号　ウエストビル504
破産者　望月　桂子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０号
新潟県長岡市東新町１丁目１番26号、申立時の住所新潟県長岡市高見町97番地９
破産者　森本　浩二
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係